

医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方（第1報） — 新たな法教育の流れの中での幼稚園教諭・保育士養成課程の課題 —

橋本 勇 人

Education on Law and the Constitution at Universities of Healthcare and Education: Challenge in Training Kindergarten Teachers and Nursery Teachers in the New Trend of Law-Related Education

Hayato HASHIMOTO

キーワード：法教育，法学，日本国憲法，幼稚園教諭，保育士

概 要

本研究は、「専門教育との連続性」と、小中高等学校で今後展開されてくる新しい「法教育」との関係で、医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方を探求することを目的としている。そのうち今回の第一報では、医療・福祉・教育系の課程のうち、幼稚園教諭・保育士養成課程について法学・日本国憲法教育のあり方を探求することを目的とした。そのため、まず、小学校から高等学校までに学ぶ新学習指導要領に基づく「法教育」と、司法制度改革など関係する社会状況等を概観した。次いで、「専門科目である幼稚園教諭・保育士養成課程」で必要となる法学・日本国憲法の内容を抽出し、「専門教育との連続性」と「法教育」の両者の要請を具備した最終的な「日本国憲法」「法学」と、過渡的な「日本国憲法」「法学」の2つのモデルを提示した。

1. はじめに

法学・日本国憲法教育は、伝統的に、大学・短期大学における社会科学領域の一般教養科目の1つとして取り扱われてきた。また、ここでの担当者は、法律学の公法学や私法学など特定の領域の研究者が、同時に一般教養としての法学を扱うことが多かった。

しかし、最近の医療福祉領域や複合領域などの学問領域の拡大と深化は、特定の法学の領域に偏らない幅の広さと、基礎学問である法学を応用領域でどのように使われるのかをリアリティあるものとして学生に教示する必要性を増大させている。他方、法科大学院の創設による法曹人口の増大や、裁判員制度の導入による市民の司法参加をはじめとする司法制度改革や、それと連動した教育内容の改定により、小中高の学校教育の中でも、法教育が採り入れられるに至っている。

このような状況の中では、「法学教育」は従前どおり

の、他領域から超越した学問としての教育ではなく、一方では「専門教育との連続性」を、他方では小中高等学校で展開されてくる新しい「法教育」との関係性の下で再構成することが急務となっている¹⁾。

そこで、本研究では、「専門教育との連続性」と、小中高等学校で展開されてくる新しい「法教育との関係」で、法学・日本国憲法教育のあり方を探求することを目的としている。その際、その教育内容を一般的に論じることは適当でなく、各大学の教育理念との関係で論を展開していくことが必要となる。このことから、本稿では、医科大学を中心として、医療福祉系大学、幼稚園教諭養成・保育士養成を含むA大学を念頭に、「医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方」を論じる（図1参照）。そのうち今回の第一報では、幼稚園教諭・保育士養成課程における日本国憲法・法学教育のあり方を検討する。

2. 新たな法教育の流れ

(1) 法教育成立の経緯²⁾

法教育に関する議論には大きく分けて二つの流れがある。一つは司法制度改革との関係（主として法務省

(平成22年10月15日受理)

川崎医療短期大学 医療保育科

Department of Nursing Childcare, Kawasaki College of Allied Health Professions

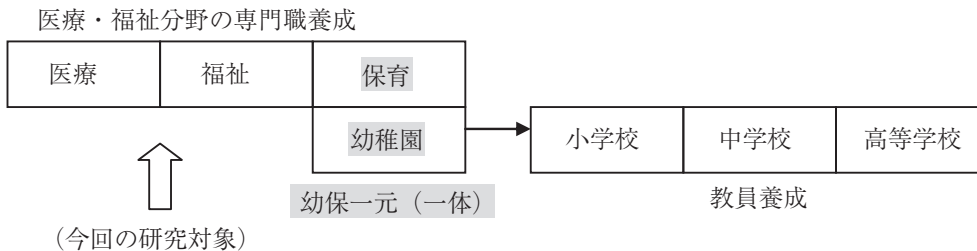


図1 医療福祉分野の専門職養成と教員養成分野の関係及び研究対象

表1 学習指導要領に位置づけられた法教育

小学校「社会科」	社会生活を営む上で大切な法やきまり（第3学年及び第4学年） 国民の司法参加（第6学年）
中学校「社会科」	裁判員制度・契約の重要性（公民的分野）
小・中学校 「道徳教育」	集団や社会のきまりを守る（小学校中学年） 法やきまりの意義の理解，相手の立場を理解し支え合う態度，集団における役割と責任（小学校高学年） 自他の生命の尊重，法やきまりの意義の理解，社会の形成への主体的参加（中学校）
小・中学校 「特別活動」	意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちで決まりをつくって守る活動（学級活動，児童会活動）
高等学校 「公民科」	現代社会について法など多様な角度から理解させる，法の支配と法や規範の意義及び役割，司法制度のあり方，法に関する基本的な見方や考え方，裁判員制度，経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

（出典）法と教育学会準備総会配布資料から

関係）であり，他は教育改革（文部科学省関係）の流れである。そのうち，近時の司法制度改革との関係の概要は以下の通りである。

まず，平成13年6月の「司法制度改革審議会意見書」の「国民的基盤の確立」の部分では，「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされた。なお，同意見書に基づいて，後年「法科大学院制度」や「裁判員制度」が導入された。平成15年7月には，法務省に「法教育研究会（座長 土井真一氏）」が設置され，11月に報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐぐむために—」を発表した。さらに，平成17年5月18日に法務省において，文部科学省，裁判所，弁護士会等の協力を得て「法教育推進協議会」が発足した。

なお，教育関係でも，従来からの社会科教育に加え，「生きる力」の育成との関係で，法教育と関係する研究や実践は断続的に行われてきたが，前述の司法制度改革とも関連しながら学習指導要領の改訂が行われた。

(2) 学習指導要領の改訂と法教育

平成20年3月には，小学校学習指導要領（平成20年文部省告示第27号）と中学校学習指導要領（平成20年

文部省告示第28号）が，平成21年3月には高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）が公示され，その中で新たに「法教育」が採り入れられた。具体的には，小学校「社会科」，中学校「社会科」，小・中学校「道徳教育」，小・中学校「特別活動」，高等学校「公民科」の中に「法教育」が採り入れられている（表1）。この指導要領は，平成21年度小中学校で移行措置（先行実施）が始まり，小学校平成23年，中学校平成24年，高校平成25年から全面实施されることとなっている。表1から分かるように，高等学校「公民」の大きなくくりでは，①日本国憲法の理解（法の支配を含む），②私法（民法など）に関する基本的な考え方，③司法制度（裁判員制度を含む），④法的な見方考え方（リーガルマインド）がその内容となっている。

なお，法教育は，厳密には小学校から始まるわけではない。江口が指摘するように，アメリカではすでに幼稚園から法教材が準備されており³⁾，わが国の幼稚園教諭や保育士養成課程でも，教科「子どもと人間関係」にその萌芽が見られる⁴⁾。このように法教育は，幼稚園・保育所時代から高等学校卒業まで発達段階に応じて展開されることが期待されている⁵⁾。

(3) 法教育の意義と目指すべき内容

①法教育の意義

法教育とは、「法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」であり、「法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける参加型の教育であることに大きな特色がある」とされる⁶⁾。これに対して、法学教育とは、「高等教育段階での専門教育(司法研修所における教育も含む)」とひとまず定義できよう^{7,8)}。

②目指すべき法教育の内容

前出の法教育研究会報告書によると、法教育の目指すべき内容として、i) 法は共生のための相互尊重のルールであること、ii) 私的自治の原則など私法の基本的な考え方、iii) 憲法及び法の基礎にある基本的な価値、iv) 司法の役割が権利の救済と法秩序の維持、形成であることや裁判の意義と役割があげられている。

また、このねらいを具体化した教材として、i) ルールづくり(法やルールの基本となる考え方を学ぶ)、ii) 私法と消費者保護(契約を通して私的自治の考え方を学ぶ)、iii) 憲法の意義(憲法及び立憲主義の意義を生活に関連付けて学ぶ)、iv) 司法(裁判が果たす役割を学ぶ)の4つを提示している^{9,10)}。

(4) 法教育と法学教育の接点

このように、法教育とは、「法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育」であり、法学教育とは、「高等教育段階での専門教育(司法研修所における教育も含む)」とするならば、法学部の教育だけではなく、「大学・短期大学での一般教養科目としての法学」や「各分野の専門科目の前提として必要となる法学の知識」と、主として幼稚園・保育所時代から高等学校まで続く「法教育」との接点を考える必要性が出てくる。また、法教育の一応の完成が10年以上かかるとするならば、現在の法学教育の中に、市民として必要となる資質育成を盛り込んだ「法教育」と、従来の「法学教育」双方の内容を盛り込むことが必要となる。

このような流れの中で、法学サイドからは、各法律科目のエッセンスを提示する動きがあり^{11~15)}、大村は「こうした循環が『法教育』の深化や『法教育』と法

学教育の段差の解消に繋がる」としている¹⁶⁾。

以上のことを前提とするならば、「法教育」と「法学教育」の接点は、各法律科目からのエッセンスの提示にとどまらず、例えば、応用領域である「医療・福祉・教育」系科目で必要となる法学の知識を抽出し、それと「法教育」との接点を考えていくことも必要となってくる。

3. 幼稚園教諭・保育士養成課程と法学・日本国憲法

(1) 幼稚園教諭・保育士養成課程と法学・日本国憲法のあり方

前述の如く、法学教育を「高等教育段階での専門教育(司法研修所における教育も含む)」と定義するならば、大学・短期大学における一般教養における「法学」「日本国憲法」や専門科目との関係で議論される「法学の知識」に関する教育は、「法学教育」に該当することになる。

下の図2は、①幼稚園・保育所時代から始まる新しい「法教育」の流れと、②「医療・福祉・教育系の専門教育科目の理解(その一部が幼稚園教諭・保育士養成)」に必要となる「医療・福祉・教育系の基礎・専門基礎科目」としての「法学」の位置を示したものである。前述の如く、これからの「医療・福祉・教育系の基礎・専門基礎科目としての法学教育」は、①と②の関係で、その内容が決まっていくことになる。

(2) 幼・保一元(一体)と法学・日本国憲法との関係

幼稚園教諭養成をはじめとする教員養成では、日本国憲法が必修とされている(教育職員免許法施行規則第66条の6)。これは、教育に関する法体系が、日本国憲法を頂点とし、教育基本法で「日本国憲法の精神にのっとり」規定され(前文)、その下に教育関係法規が規定されていることによる。他方、児童福祉法の系列にある保育士養成では、日本国憲法は必修となっていない。そうすると、幼稚園教諭養成の場合と保育士養成教育の場合を同列にあつかうことは厳密さを欠くとも言えよう。

しかし、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律(平成18年法律第77号)」の制定等に見られるように、最近では、法制度のうえで幼保一元(一体)が進んでいる。また、B県の例を見ると、幼稚園教諭養成課程を設置している大学・短期大学は15校、保育士養成課程を設置している大学・短期大学は16校で、保育士養成課程のみを設置してい

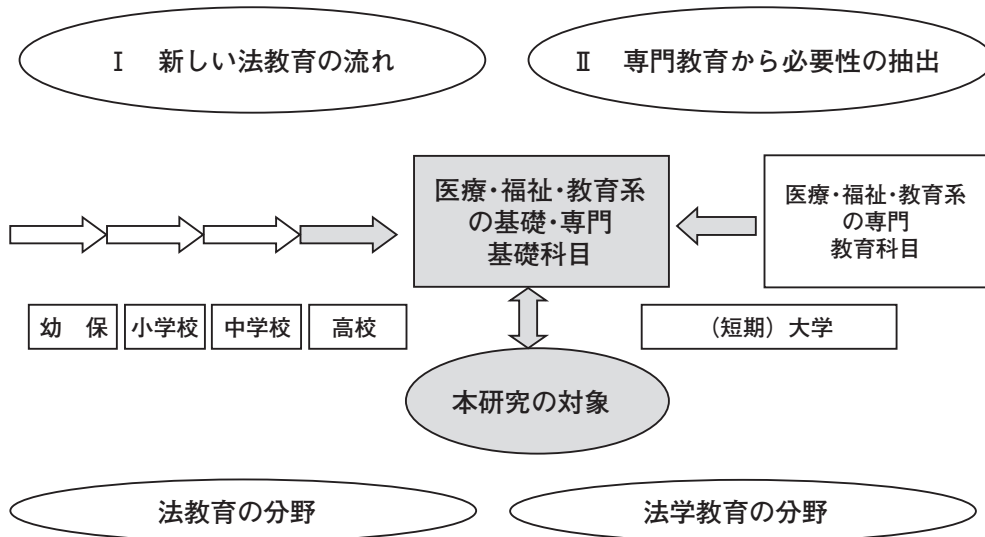


図2 医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法の位置

表2 B県の大学・短期大学における日本国憲法・法学の開講状況 (幼稚園教諭養成・保育士養成課程)

	4年制 (8大学)	短期大学 (8大学)	計
日本国憲法	8	8	16
法学	6	1	7

(注1) 16校中15校が、幼稚園教諭・保育士養成の両方の資格取得可能。4年制大学のうち1校は保育士養成のみであるが、両科目を開講している。

(注2) 単位数、法学の必修・選択の別は、大学により異なる。

る大学は1校に過ぎない。このB県の、法学・日本国憲法の開講状況を示したのが表2である。日本国憲法はすべての養成校で開講しており、同時に幼稚園教諭養成の日本国憲法を保育士養成の一般科目としており、このような状況は、全国でもほぼ同じであると推測される。

そうすると、幼稚園教諭養成と保育士養成とを、幼保一元のもと一体としてとらえて議論していくことも許されよう。

(3) 幼稚園教諭・保育士養成課程の「日本国憲法」と「法教育」の関係

筆者がC幼稚園教諭・保育士養成課程で開講している「日本国憲法」は、総論・人権・統治機構からなるオーソドックスな憲法論であり、シラバスには「日本国憲法が価値秩序であること、同時に、合憲・違憲という実体(対象)を裁判所が審査する(観察者)違憲審査の仕組みなど、価値の大切さと科学性の両方を感じ取ってください。」とコメントしている¹⁷⁾。また、理解して欲しい内容として課している最終試験の内容の

一部は、以下の通りである¹⁸⁾。

「I 人権の本質に関し、適切な語句を選び、その記号(アイ)を解答欄に記入しなさい。人権は、多数決で奪うことができ(1) (アる イない) のものであり、その意味で(2) (ア多数者 イ少数者) の人権を尊重することが重要である。特に、民主主義原理は、国民の多数決により、立法府(国会)や行政府(内閣)を選出するしくみであるから、(3) (ア多数者 イ少数者) の福祉は実現されやすいが、(4) (ア多数者 イ少数者) の福祉は実現されにくいという特徴を持つ。この点、社会福祉は伝統的に(5) (ア多数者 イ少数者) の人権保障と密接に関わってきた。高齢化の進展は、高齢者を国民の(6) (ア多数者 イ少数者) へと近づけることを意味するが、同時に同じ高齢者の中でも(7) (ア多数者 イ少数者) の人権尊重も重要となる。なお、満20歳に満たないこどもは選挙権等を持たないのであるから、立法や行政を通じてこどもの福祉は実現され(8) (アやすい イにくい)。 (下線は解答である。)」

これに対して、法教育の代表的な教材である『はじめての法教育Q&A』の、第3章憲法の意義の教材編「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」の展開部分では、「A移動教室のキャンプファイヤーでのクラスの出し物(○)、Bクラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方(×)、C教室の掃除当番の決め方(○)、Dクラスの中で一番多い△△部の今年の目標(×)、E遠足でのバスの座席の決め方(○)、Fクラス内の有志が発行している新聞の内容(×)、G卒業文集に載せるクラス内での今年の重大ニュース(○)

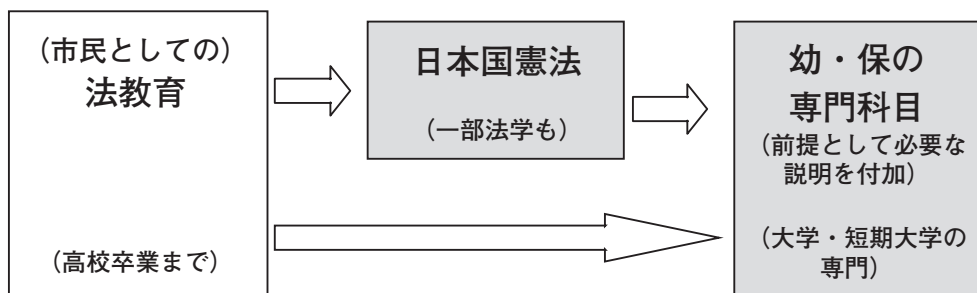


図3 幼稚園教諭・保育士養成課程における法学教育(1)完成前

表3 幼稚園教諭・保育士養成課程における「法教育」と「専門科目」との関係 (筆者作成)

	扱うべきテーマ(法教育)	幼・保課程で扱う主な科目	扱う内容・方法・留意事項
①	日本国憲法(人権・統治)	(幼) 日本国憲法	教育基本法との関係
②	法と道徳・法体系	(幼) 日本国憲法・教育行政	法学の基礎
③	民法(契約の意義)	(保) 社会福祉 (保) 児童家庭福祉	措置から契約, 権利擁護 保育所等の入所形式
④	民法(損害賠償)	(幼) 教育行政 (保) 保育原理・児童福祉	事故と国家賠償との関係 保育園での事故と損害賠償
⑤	民法(親権)	(保) 児童福祉・社会的養護	虐待と親権制限との関係
⑥	刑事法と刑事システム	(保) 児童福祉・社会的養護	成人と少年司法の比較
⑦	行政法の仕組み	(幼) 教育行政 (保) 社会的養護	教育行政の理解の前提 児童養護施設等の入所形式

を示し、教師のまとめとして、個人の尊厳を否定するもの、少数者の特定の集団が不当に不利益を被ることなどは、多数決によって否定すべきことではない(個人の尊厳、公正さ)を示している¹⁹⁾。

そうすると、やや細部にわたる部分社会の法理に関すること(D)以外は、「法教育」の中で、大学の一般教養の「日本国憲法」のエッセンスを網羅していることがわかる。

(4) 当面の幼稚園教諭・保育士養成課程と法学・日本国憲法のあり方

図3は、①市民としての法教育が緒についたばかりですぐに成果が出るわけではないこと、②大部分の幼稚園教諭・保育士養成課程の短期大学では、別途法学を開講しているとは限らないことを前提に、現実的な方略を探るモデルを示している。このモデルでは、幼稚園教諭養成課程で必修の「日本国憲法」の開講を前提に、幼稚園教諭・保育士養成の専門教育科目で必要となる法学の知識を抽出し、専門教育の中で、その前提として必要となる法学の基礎に言及していくことになる。

また、表3は、図3のモデルを前提に、幼稚園教諭・

保育士養成教育を展開してうえで必要となる「日本国憲法」と「法学」の内容を抽出し、これらと主に「法教育」で扱う項目との関係を示したものである。

表3中の①②が、前述の「法教育のめざすもの」

(2. (3)②)の中の「憲法及び法の基底にある基本的な価値」に該当する。また、「私的自治の原則」は、適法行為の場面では「契約自由の原則」として、違法行為の場面では「(損害賠償責任における)過失責任の原則」として表れてくるものであるから、表中の③④がこれに該当する。また、⑤の親権も民法という大きな枠では、これと関係するともいえる。さらに「司法の役割」を発展させたものの中に、⑥を位置づけることも可能である。⑦の行政の仕組みは法教育の中で正面からは論じられていないが、Q&Aの中で、「民事責任」「刑事責任」「行政責任」それぞれの意義の教え方と内容の中で別途解説している²⁰⁾。

以上から分かるように、個別の条文は別として、そのエッセンスの大部分は、「法教育」でカバーできるか、法教育で習得したことを前提に、各論として連続して展開することにより、より容易に理解できることが分かる。ただし、法教育が機能するまでは、専門教

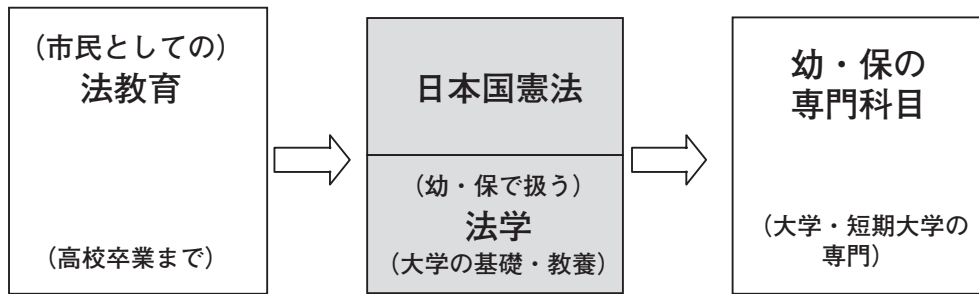


図4 幼稚園教諭・保育士養成課程における法学教育(2)完成時

育の中で取り扱っていくことになる。

(5) 法教育の一応の完成時の理念型

図4は、市民として必要な「法教育」が一応出来上がった場合のモデルを示す。これに専門科目から抽出した法に関する部分を中心に「法学」を構成することにより、よりスムーズに、市民としての「法教育」から、「法学」を経て、幼稚園教諭・保育士養成の「専門科目」の習得できることを示している。

4. おわりに

本稿では、「専門教育との連続性」と、小中高等学校で展開されてくる新しい「法教育」との関係で、「幼稚園教諭・保育士養成課程における日本国憲法・法学教育のあり方」を検討した。その結果、個々の条文は知らなくても、保育者・教諭の如何を問わず市民として必要となる「法教育」を習得していることにより、各々の業務を遂行していくうえで求められる、法という概念を基礎にもつ専門性を学びとることができることを明らかにした。なお、本稿では、幼稚園教諭・保育士養成に限定して論じたが、今後は同様の方法論で、医療・福祉・教育系大学における法学・日本国憲法教育のあり方を検討していきたい。

5. 注

1) 筆者自身、法教育と法学との関係を論及したものはないが、専門教育と基礎的な法学との関係については、いくつか論及している。福祉専門教育と日本国憲法の平等権との関係に論及したものが、橋本勇人：ノーマリゼーションと日本国憲法の理念、旭川荘研究年報30(1)：52—5, 1999。である。また、民法の法人格との関係に論及したものが、橋本勇人：ボランティア団体の法人格取得に関する研究、旭川荘研究年報, 27(1)：40—45, 1996であり、損害賠償との関係に論及したものが、橋本勇人：ボランティア活動中の事故と法的責任、旭川荘研究年報29(1)：42—47, 1998。であり、契約や権利擁護との関係に論及したものが、橋本勇人：介護福祉士養成における法学教育の意義—社会福祉の措

置から契約への変革の中で一、介護福祉教育6(1)：56—59, 2000。である。

- 2) 法教育の経緯の概要については、大谷 太：法教育の展望、「法教育のめざすもの—その実践に向けて」、大村敦志、土井真一編著、東京：商事法務、pp. 29—42, 2009。を参照されたい。
- 3) 江口勇治；People with Legal Mind, 法律文化2005(9)：36—41, 2005。
- 4) 発達段階のうち幼稚園・小学校段階での課題については、中原朋生による口頭発表がある。中原朋生：こどもの「公正」概念の発達論にもとづく立憲主義道徳学習、法と教育学会第1回学術大会（2010年9月5日、東京：明治大学リバティタワー）、第1分科会：幼稚園・小学校配布資料：2010。http://gakkai.houkyouiku.jp/pdf/20100905leafletA.pdf, 2010/09/26。
- 5) 高等学校段階では、橋本康弘：発達段階に応じた教育のあり方—高等学校での実践を中心に、「法教育のめざすもの—その実践に向けて」、大村敦志、土井真一編著、東京：商事法務、pp. 235—255, 2009。をはじめとする研究・実践報告がある。また、これらの関係文献に関しては、橋本康弘『法（関連）教育に関する文献』http://www.f-edu.fukui-u.ac.jp/~yhasimot/lrebunken.html, 2010/09/26が詳しい。
- 6) 法務省法教育研究会報告書：「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐむために—」p. 2, 2003。
- 7) 大村敦志：特集 法教育と法律学の課題 はじめに、ジュリスト1404：8—9, 2010。
- 8) 法学教育と法教育の関係を、法学サイドから見ると、古くは川島による法社会学からの指摘が参考となる。川島は、「法律を作っても、それが現実に行われるだけの地盤が社会の中にならなければ、法律というものは現実にはわずかしか、時には全く、『行われない』—社会生活を規制するという機能を果さないのである。また法律が『行なわれる』にしても、どうゆうふうに行なわれるかということは、これまたその社会の地盤と関係があるのである。」と述べている。川島武宣：日本人の法意識、東京：岩波書店、p. 11, 1967。
- 9) 法務省法教育研究会報告書の概要：http://www.moj.go.jp/content/000004210.pdf, 2010/09/26。
- 10) 法教育推進協議会：はじめての法教育Q&A、東京：ぎょうせい：2007。では、ルールづくり、私法と消費者保護、

- 憲法の意義，司法の4つの教材例を提示し，別途Q&A編を設けている。
- 11) 戸松秀典：特集 法教育と法律学の課題 法教育と憲法，ジュリスト1404：8—15，2010.
 - 12) 早川眞一郎：特集 法教育と法律学の課題 法教育における民法学の役割，ジュリスト1404：16—20，2010.
 - 13) 山口 厚：特集 法教育と法律学の課題 法教育と刑法，ジュリスト1404：21—26，2010.
 - 14) 荒木尚志：特集 法教育と法律学の課題 法教育と労働法，ジュリスト1404：27—34，2010.
 - 15) 田村善之：特集 法教育と法律学の課題 法教育と著作権法，ジュリスト1404：35—42，2010.
 - 16) 前掲書7)：9.
 - 17) 橋本勇人：<http://www.kawasaki-m.ac.jp/jc/syllabus/2010/html/900000009001.html>，2010/09/26.
 - 18) 橋本勇人：第18回岡山社会科教育研究会(2010年8月27日，倉敷：川崎医療短期大学) 配布資料：2010.
 - 19) 前掲書10)：pp. 114—116.
 - 20) 前掲書10)：pp. 177—178.

